

名鉄観光サービス（株）からのご案内

（社福）大阪障害者自立支援協会 平成29年度 第2回レクリエーション

## 秋の平等院とラ・コリーナ近江八幡を訪ねて

今年度第2回目のレクリエーションは、初めて訪ねる秋の京都宇治で世界遺産である平等院を訪ねます。

平等院の見どころ「鳳凰堂」は、阿字池（あじいけ）の中島にあり、極楽の宝池に浮かぶ宮殿のように見えると言われています。昼食は、琵琶湖湖畔にあるアヤハレークサイドホテルでゆっくりとくつろいでいただき、ラ・コリーナ近江八幡/たねやでスイーツとお買い物を楽しんで頂きます。

皆様のご参加をお待ちしています。

なお、この旅行は（社福）大阪障害者自立支援協会とのタイアップ旅行です。

>>> ※振込先口座が変更されておりますのでご注意ください。<<<

日時	平成29年11月26日（日） 午前8時15分集合（雨天決行）
旅行代金	1人 5,000円 【付き添い1人まで同額 2人目からは、7,000円（子供も同じ）】
集合場所	《A》大阪府ITステーション前（地下鉄「四天王寺前夕陽ヶ丘」駅下車北へ徒歩2分） 《B》大阪府障がい者社会参加促進センター ※注意：車いす使用者は原則として《B》促進センターから乗車します。
定員	200名（定員に達し次第締め切らせていただきます。悪しからずご了承下さい。）
申込方法	下記の申込用紙に記入し、大阪障害者自立支援協会まで郵送またはFAXでお申し込み下さい。 参加が確定した方には、協会より通知します。 通知を受け取られた後、下記振込先へ、すみやかに参加費をお振込みください。 （参加が確定した方の申込書は、名鉄観光サービス（株）に取次ぎます。）
申込期間	平成29年10月16日（月）～平成29年11月2日（木）※申込期間以前は受付できません。
申込先	〒543-0072 大阪市天王寺区生玉前町5番33号 大阪府障がい者社会参加促進センター内 社会福祉法人 大阪障害者自立支援協会 レクリエーション係 TEL：06-6775-9115（FAX：6775-9116）
振込先	メイツカンコウサービス（カ 三菱東京UFJ銀行 新東京支店 普通 3318603） ※11月2日（木）までにご入金ください。（振込み手数料はご負担下さいますようお願いいたします。）
注意事項	1 時間には遅れないこと、遅れた場合は待たずに出発します。 2 指示には従うこと、自由行動は決められた範囲でお願いします。 3 昼食の飲み物代、追加注文は自己負担とします。

### ～行程表～

8：30 大阪各地出発 ⇒ 高速経由 ⇒ 9：30～11：00 世界遺産 平等院（観光） ⇒ 11：30～13：00 アヤハレークサイドホテル（昼食） ⇒ 13：45～15：30 ラ・コリーナ近江八幡（散策・ショッピング） ⇒ 高速経由 ⇒ 16：10～16：30 草津PA（休憩） ⇒ 17：20 頃大阪各地到着

☆上記行程には添乗員が同行いたします。 ☆食事：朝食×／昼食○／夕食×

### 申込書

氏名	〒	住所	TEL・FAX	年齢	性別	種別・等級	付添	車椅子
							有・無	有・無
							有・無	有・無
							有・無	有・無

※1 付添がおられる方は、必ず[有]に○を記入して下さい。付添者・介護者についても必ず申込書に記入して下さい。

※2 車椅子に乗ってこられる方は、必ず[有]に○を記入して下さい。

①下記のあてはまる障がい等の記号に○を記入して下さい。

ア 肢体 イ 聴覚 ウ 視覚 エ 内部 オ 知的 カ 精神 キ 盲ろう ク 介護者

②車いすの方で、促進センターへ車で来られる方は車種・車番を記入して下さい。

車種  車番

旅行条件＜要約＞

お申込者には詳しい旅行条件を説明した書面をお送りしますので、ご確認ください。本旅行条件書は、旅行業法第 12 条の 4 に定める取引条件説明書面及び同法第 12 条の 5 に定める契約書面の一部となります。この条件に定めのない事項は、当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。当社旅行業約款をご希望の方は当社にご請求ください。

この旅行は、名鉄観光サービス株式会社（以下「当社」といいます。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。旅行契約の内容、条件は、当パンフレットの記載内容および別途お渡しする旅行条件書、確定書面（クーポン類または最終日程表）ならびに当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

1. お申し込み方法と旅行契約の成立

(1) 所定の申込書に所定の事項を記入のうえ、お申込みください。

※定員の 200 名を超えた場合は、お申込をお断りさせていただきます。

参加者が確定しましたら、通知いたします。

通知の確認後、おもて面記載の口座まで申込金をお振込ください。

※申込金は旅行代金、取消料または違約料の一部または全部として取扱います。

(2) 旅行契約は、当社が締結を承諾し、申込金を受領した時に成立するものとします。

2. 申込金(お 1 人様につき)

申込金： 5,000 円【付き添い 1 人まで同額 2 人目からは、7,000 円（子供も同じ）】

3. 旅行代金に含まれるもの、含まれないもの

当パンフレットに記載した旅行の交通費、食事代等およびその消費税等諸税相当額が含まれています。

これらの諸費用は、お客様のご都合により一部利用されなくても払戻しはいたしません。

行程に含まれない交通費、飲食費等ならびに個人的性質の諸費用は含まれていません。

また、この旅行には大阪障害者自立支援協会が国内旅行傷害保険をサービス付保しています。

4. 旅行契約の解除

お客様は、次の取消料をお支払いいただくことにより旅行契約を解除することができます。

なお、取消日とは、お客様が当社またはお申込店の営業日・営業時間内に旅行契約を解除する旨をお申し出いただいた日とします。

旅行契約の解除期日	取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 20 日目（日帰り旅行にあつては 10 日目）にあたる日以降 8 日目にあたる日まで	旅行代金の 20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 7 日目にあたる日以降 2 日目にあたる日まで	旅行代金の 30%
旅行開始日の前日	旅行代金の 40%
旅行開始日当日	旅行代金の 50%
旅行開始後または無連絡不参加の場合	旅行代金の 100%

●旅行条件：旅行代金の基準：裏面の旅行条件は平成 29 年 8 月 1 日を基準としています。旅行代金は平成 29 年 8 月 1 日現在有効な運賃・料金・規則を基準として算出しています。

●お申込人数から一部の人数を取消される場合も、旅行代金に対してお 1 人様につき上記の取消料の対象となりますので、あらかじめご了承ください。

5. 最少催行人員

参加者が 30 名を下回った場合は、催行中止とさせていただきます。

※お客様の数が契約書面に記載した最少催行人数に達しなかったときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 3 日目にあたる日より前までに、旅行の中止をご連絡します。

～旅行の企画・実施についての問合せ～

名鉄観光サービス（株）梅田支店 担当：野村 芽衣 総合旅行業務取扱管理者：中沢 和雄

観光庁長官登録旅行業第 55 号（一社）日本旅行業協会正会員 旅行業公正取引協議会会員

〒530-0027 大阪市北区堂山町 3-3（日本生命ビル）

TEL 06-6311-6621 FAX 06-6311-6657

営業日・営業時間／月～金 9:00～18:00（休業日：土・日・祝日）

～社会参加活動等についての問合せ～

社会福祉法人 大阪障害者自立支援協会（旅行申込先に同じ）

関営国 17-227

旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取扱う営業所での取引の責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明の点がありましたら、遠慮なく旅行業務取扱管理者にお尋ねください。